

平成24年12月4日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任(85) 1
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任(86) 2
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任(87) 2
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の開催場所及び日時(88) 2
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時(89) 2
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の開催場所及び日時(90) 2
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(91) 3
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(92) 3
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時(93) 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数(94) 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時(95) 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(96) 4
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(97) 4
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(98) 4
- 選挙長告示**
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第1区・1) 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(第1区・2) 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第2区・1) 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(第2区・2) 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(第3区・1) 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(第3区・2) 6
- 選挙分会長告示**
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(1) 6
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時(2) 6
- 審査分会長告示**
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所(1) 6

選挙管理委員会告示

秋選管告示第85号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

1 秋田県第1区

- (1) 選挙長 秋田市大町四丁目3番44号 田中伸一
- (2) 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市川尻総社町12番25号 出口廣晴

2 秋田県第2区

- (1) 選挙長 秋田市千秋城下町8番39号 庄 司 善一郎
(2) 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市御野場新町二丁目13番16号 飯 塚 政 範

3 秋田県第3区

- (1) 選挙長 湯沢市西新町3番24号 武 田 捷
(2) 選挙長の職務を代理すべき者 秋田市新屋豊町3番14-908号 菅 沼 和 也

秋選管告示第86号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙分会長 秋田市八橋本町三丁目5番25号 藤 盛 節 子
2 選挙分会長の職務を代理すべき者 秋田市山王中島町17番34号 伊 藤 真 人

秋選管告示第87号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 審査分会長 秋田市新屋比内町4番55号 佐々木 則 夫
2 審査分会長の職務を代理すべき者 秋田市八橋イサノ二丁目9番5号 伊 藤 淳 一

秋選管告示第88号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 秋田県第1区

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
(2) 日時 平成24年12月19日 午前9時30分

2 秋田県第2区

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局大会議室
(2) 日時 平成24年12月19日 午前11時

3 秋田県第3区

- (1) 場所 横手市旭川一丁目3番46号 平鹿地域振興局福祉環境部研修室
(2) 日時 平成24年12月19日 午前11時

秋選管告示第89号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
2 日時 平成24年12月19日 午前10時

秋選管告示第90号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条の規定に基づき、平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
- 2 日時 平成24年12月19日 午前10時30分

秋選管告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第50条第2項の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 秋田県第1区
 - (1) 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
 - (2) 日時 平成24年12月5日 午前9時30分
- 2 秋田県第2区
 - (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室
 - (2) 日時 平成24年12月5日 午前9時30分
- 3 秋田県第3区
 - (1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室
 - (2) 日時 平成24年12月5日 午前9時30分

秋選管告示第92号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第50条第2項の規定により、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成24年12月7日 午後6時30分

秋選管告示第93号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成24年12月4日 午後7時

秋選管告示第94号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 候補者届出政党の届出候補者数 1人又は2人

放送できる一般 放送事業者名	放 送 回 数	
	テレビジョン放送	ラジオ放送
日本放送協会秋田放送局	1回	1回

株式会社秋田放送	1回	1回
----------	----	----

2 候補者届出政党の届出候補者数 3人から5人まで

放送できる一般 放送事業者名	放 送 回 数	
	テレビジョン放送	ラジオ放送
日本放送協会秋田放送局	2回	1回
株式会社秋田放送	1回	1回
秋田朝日放送株式会社	1回	

秋選管告示第95号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成24年12月4日 午後5時30分

秋選管告示第96号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 秋田県第1区 候補者1人につき 23,109,000円
- 2 秋田県第2区 候補者1人につき 23,442,300円
- 3 秋田県第3区 候補者1人につき 24,428,300円

秋選管告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 50分の1の数 18,240
- 2 3分の1の数 218,661

秋選管告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成24年12月4日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区の別

秋田市 89,088

能代市山本郡	25,729
横手市	27,682
大館市	22,015
男鹿市	9,297
湯沢市雄勝郡	19,953
鹿角市鹿角郡	11,362
由利本荘市	23,639
潟上市	9,562
大仙市仙北郡	31,224
北秋田市北秋田郡	11,182
にかほ市	7,544
仙北市	8,365
南秋田郡	7,350

選 挙 長 告 示

第1区選挙長告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第1区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第1区選挙長 田 中 伸 一

- 1 平成24年12月4日 午前10時30分前
秋田県庁正庁
- 2 平成24年12月4日 午前10時30分以降
秋田県選挙管理委員会事務室

第1区選挙長告示第2号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第1区における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第1区選挙長 田 中 伸 一

- 1 場所 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成24年12月14日 午前8時30分

第2区選挙長告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第2区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第2区選挙長 庄 司 善一郎

- 1 平成24年12月4日 午前10時30分前
北秋田地域振興局大会議室
- 2 平成24年12月4日 午前10時30分以降
北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室

第2区選挙長告示第2号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第2区における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第2区選挙長 庄 司 善一郎

- 1 場所 北秋田地域振興局内秋田県選挙管理委員会北秋田分室
- 2 日時 平成24年12月14日 午前8時30分

第3区選挙長告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第3区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第3区選挙長 武 田 捷

- 1 平成24年12月4日 午前10時30分前
平鹿地域振興局福祉環境部研修室
- 2 平成24年12月4日 午前10時30分以降
平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室

第3区選挙長告示第2号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第3区における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第3区選挙長 武 田 捷

- 1 場所 平鹿地域振興局内秋田県選挙管理委員会平鹿分室
- 2 日時 平成24年12月14日 午前8時30分

選挙分会長告示**選挙分会長告示第1号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における秋田県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成24年12月4日

衆議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 藤 盛 節 子

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙分会長告示第2号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における秋田県選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、告示する。

平成24年12月4日

衆議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 藤 盛 節 子

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成24年12月14日 午前8時40分

審査分会長告示**審査分会長告示第1号**

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における秋田県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成2年秋選管告示第10号）第5条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

最高裁判所裁判官国民審査秋田県審査分会長 佐々木 則 夫

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県選挙管理委員会事務室